市町村高齢者施設整備担当部(課)長 様

長野県健康福祉部長

特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)において多床室を必要とする場合の 市町村長の意見書について(通知)

長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(平成25年5月31日付け25健 長介第149 号通知) 及び長野県指定介護老人福祉施設の事業の従業者、設備及び運営の基準に関す る要綱(平成25年5月31日付け25健長介第145号通知)の施行に伴い、特別養護老人ホーム(指 定介護老人福祉施設)において多床室を必要とする場合に提出いただく市町村長の意見書について、 下記のとおり取り扱うこととしますので御了知願います。

なお、特別養護老人ホームには、地域密着型を含みますのでご留意ください。

記

1 要綱上の規定

長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱第 10(4)① 長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱第9(4)①

2 意見書提出に係る留意事項

意見書は、事業者から市町村あて施設整備に係る事業計画及び施設平面図の提出があり、市 町村長が地域住民の要望や意見等を勘案し、多床室による整備を必要と判断したときに提出す るものとし、次の点に留意すること。

- (1) 必ず実施設計(詳細設計)着手前に提出すること。
- (2) 市町村が公募の条件として多床室の整備を指定する場合には、公募前の計画段階で事前に 介護支援室に協議すること。
- (3) 提出にあたっては、施設が所在する広域圏域内の他の市町村長の意見を十分に勘案したうえ で、多床室の必要性を明記すること。
- (4) 意見書の提出に加え、入所者のプライバシーに配慮した施設整備であることが多床室整備の 要件となっているため、事業者に十分周知を図ること。
- 3 提出書類
 - (1) 意見書(別添様式)
 - (2) 事業計画(施設整備の概要が分かるもの、様式任意)及び施設平面図
- 4 提出先及び提出部数

所轄する保健福祉事務所あて2部(正、副各1部)

5 その他

本通知施行前に実施設計や本体工事に着手し、現時点で施設が未完成のものにあっては、平成 25年7月31日(水)までに提出すること。

当 介護支援室施設係、サービス係

(室長) 宮下 朋子

(担当) 高澤 秀行(施設係、特別養護老人ホーム) 大日方明実(サービス係、指定介護老人福祉施設)

話 026-235-7113 (施設係)、235-7121 (サービス係)

ファクシミリ 026-235-7394

防災無線 8-231-2439 (施設係)、2445 (サービス係)

電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp